

外国人の出入国・在留に関するメール相談（無料）の案内

当協会では、平成25年5月1日から下記要領で外国人の出入国・在留に関する相談案内を無料で行うこととしました。

ご活用していただけるよう御案内申し上げます。

記

1. 相談・案内内容

外国人の入国・在留手続・入管法違反に関する諸手続・申請等取次手続

2. 相談専用メールアドレス

soudan@nyukan-kyokai.or.jp

3. 注意事項

- ・対応言語は日本語のみです。
- ・回答は相談受付順に原則メールで回答いたします。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日、年末年始に受けた相談への回答につきましては、休日明けからの回答作業となります。なお、受付順に回答いたしますが、相談内容によっては回答までにお時間をいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・回答は電子メールに記入された、限られた相談情報をもとにして示した見解であり、絶対的なものではありません。また、回答は必ずしも解決を保証するものではありません。
- ・相談に対するメールでの回答は1回限りです。回答をお送りした後に再度相談がある場合は、回答のメールにご返信いただいてもお返事できません。
- ・回答からの無断流用・転載は固くお断りします。